

令和元年度上越教育大学教育職員免許法認定講習 －文部科学省委託事業「小学校外国語教科化に対応 した外部人材活用促進等のための講習の実施」－ 実 施 要 項

1 目的

この講習は、文部科学省の「小学校外国語教科化に対応した外部人材活用促進等のための講習の実施事業」の委託を受けて実施する講習です。小学校の教員を主に対象として、中学校教諭二種免許状（外国語（英語））を取得するために必要な単位を修得させることを目的としています。

2 実施者

上越教育大学

3 期日、講習内容等

中学校教諭二種免許状（外国語（英語））取得に係る科目を開設します。
詳細は、別紙「令和元年度上越教育大学教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおりとなります。

4 受講資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 小学校教諭普通免許状所持者で、3年以上の実務経験がある者（免許法第6条別表第8）
※小学校教諭普通免許状を取得した後、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）における教諭又は講師としての実務経験に限ります。（非常勤の講師は除きます。）
ただし、平成29年度に単位認定された科目は受講できません。
- (2) 都道府県教育委員会から外国語（英語）の特別免許状を授与されている者

5 実施基準

(1) 開設科目は全て講義とし、1単位を2日間で実施します。1日の時間割は次のとおりです。

日 程	第 1 時 限 9:00～10:30		第 2 時 限 10:45～12:15		第 3 時 限 13:30～15:00		第 4 時 限 15:15～16:45
1 日 目	オリエンテーション 講 義	休	講 義	昼	講 義	休	講 義
2 日 目	講 義	憩	講 義	食	講 義	憩	講 義 修了試験

(2) 各科目の定員

別紙「令和元年度上越教育大学教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおり

6 単位認定基準及び単位認定

所定の講義時間の5分の4以上出席し、成績審査に合格した者には、当該科目について1単位を授与します。

「学力に関する証明書」は、令和2年1月中に送付する予定です。

7 受講申込み等

(1) 提出書類等

申込みにあたっては、実施要項の内容を十分承知した上で、以下の書類等を作成し、申込受付期間内に郵送または、持参してください。

- ① 別記様式1 令和元年度上越教育大学教育職員免許法認定講習受講申込書・・・1通
- 別記様式2 令和元年度上越教育大学教育職員免許法認定講習受講通知書・・・1通

② 教諭の免許状に関する証明書・・・1通

「4 受講資格（1）」に該当する者

現在、所有する教諭の免許状の写しに、所属する学校長による「原本と相違ない旨の証明」

を付したもの

*数種類の免許状を有している場合は、「4 受講資格」に対応する校種の免許状に関する証明書1通を提出してください。

「4 受講資格(2)」に該当する者
特別免許状の写し1通

③ 改姓等の理由で現有する教諭免許状記載事項に事実と相違点がある者は、戸籍抄本を1通提出してください。

④ 返信用封筒(角型2号封筒、24.0cm×33.2cm)

120円分の切手をはり付けした角形2号封筒・・・1通(受講通知書等送付用)

430円分の切手をはり付けした角形2号封筒・・・1通(学力に関する証明書送付用)

*各返信用封筒のおもて面に申込者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

(あて名は「様」としてください。)

(2) 受講の可否

各科目の定員には限りがありますので、定員を超えた場合は、先着順で受講の可否を決定します。

(3) 申込み先及び問合せ先

上越教育大学 研究連携課 研究連携チーム

〒943-8512

新潟県上越市山屋敷町1番地

TEL: 025-521-3665(直通)

E-mail: chiiki@juen.ac.jp

*送付する封筒のおもて面に「英語認定講習申込み」と朱書きしてください。

(4) 申込受付期間

令和元年7月5日(金)～令和元年7月19日(金)必着

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時から12時、13時から17時

8 携行品

(1) 受講通知書

(2) 印鑑(出席簿押印に必要なため。)

(3) 筆記用具

(4) その他指定されたもの(受講通知書とともに送付する受講案内に記載します。)

9 講習会場

上越教育大学(新潟県上越市山屋敷町1番地)

[交通案内]

・「高田駅」から、高田駅近く本町6丁目停留所から教育大学線のバスに乗車(約15分)

教育大学下車。または、「高田駅」から、タクシーで約10分。

・「直江津駅」から、直江津駅前停留所から教育大学線のバスに乗車(約20分)

教育大学下車。または、「直江津駅」から、タクシーで約15分。

・「上越妙高駅」から、タクシーで約15分。

・「春日山駅」から、徒歩で約30分。(2.5Km)

10 受講料及び教材費

受講料は徴収しませんが、教材費は各自の負担となります。

11 その他

(1) 受講許可等の通知は、令和元年7月末を目途に送付します。

(2) 教育職員免許法認定講習の情報は、上越教育大学ホームページ「現職教員の方へ」でもお知らせしますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.juen.ac.jp/>

(3) 提出していただいた書類は、本講習以外の目的には使用しません。

(4) 本講習は現在、文部科学省に認定申請中です。

(5) 本講習は、文部科学省からの委託を受けて本学が実施するものであるため、次年度以降の継続的な実施を保証するものではありません。